

令和2年4月3日

学童クラブ保護者 各位

多摩市子ども青少年部
児童青少年課

令和2年4月6日以降の学童クラブの利用について

日頃より多摩市学童クラブの運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

学童クラブは厚生労働省の通達により新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、現在は通常通りの時間で開所しているところです。

そのような状況のもと、多摩市教育委員会では、東京都教育委員会からの公立学校休校の措置等についての依頼を踏まえ、4月6日（月）から5月6日（水）まで休校を延長することを決定しました。

この状況を鑑み、感染の予防及び拡大防止のため、自宅や親戚宅等で過ごすことができるご家庭におきましては、出席を控えるなどのできる限りのご協力をお願いいたします。（例えば、在宅勤務等が可能なご家庭、兄弟等がいて自宅等で過ごせる状況があるご家庭など）

ただし、どうしても自宅等で過ごすことが困難な場合は、事前に学童クラブへご相談ください。

開所時間については、以下のとおりとします。

- ・4月6日（月）は、原則下校後から19：00
- ・4月7日（火）から5月2日（土）までは、**8：30～19：00**（延長育成時間含む）とします。

※この期間の保護者懇談会や行事は原則中止いたします。

- ・学校において、休校中に週1回程度の登校日を設定することもあり、その場合は原則下校後からの登所になります。

なお、4月に1日も出席されなかった方や出席が少ない方については、学童クラブ費及び延長育成料（月額払い）の料金を免除・減額することを検討しています。決まり次第、手続き方法含めて、後日お知らせいたします。

また、5月7日以降の対応に関しては、今後の社会状況を考慮し、決定次第ご連絡いたします。

【 問い合わせ先 】

多摩市子ども青少年部児童青少年課

TEL：042-338-6884

FAX：042-372-7988